

別表第1 (第3条関係)

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 補助率			5 補助対象経費
			国	藤沢市	事業者	
既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業						
スプリンクラー設備						
1,000㎡未満の場合	9,710円の範囲内で市長が認めた額	対象施設ごと 1㎡あたり	10/10	-	-	防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,710円の範囲内で市長が認めた額 / 1㎡と2,440千円の範囲内で市長が認めた額との合計額	対象施設ごと	10/10	-	-	
300㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,080千円の範囲内で市長が認めた額	施設数	10/10	-	-	
500㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	325千円の範囲内で市長が認めた額		10/10	-	-	
ア 小規模ケアハウス イ 都市型軽費老人ホーム ウ 小規模有料老人ホーム エ 小規模多機能型居宅介護事業所 オ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 カ 生活支援ハウス等(※) ※生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、市長が特に必要と認めた施設を含む。						
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業						
・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院	15,400千円の範囲内で市長が認めた額	施設数	10/10	-	-	
・小規模養護老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・その他市長が必要と認めた施設	7,730千円の範囲内で市長が認めた額		10/10	-	-	
高齢者施設等の給水設備整備事業						
・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模養護老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・その他市長が必要と認めた施設	市長が認めた額	施設数	1/2	1/4	1/4	

高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ・上記以外の小規模老人短期入所施設 ・小規模ケアハウス ・都市型軽費老人ホーム ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模養護老人ホーム ・小規模有料老人ホーム ・地域密着型通所介護事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・夜間対応型訪問介護事業所 ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ ・施設内保育施設 	市長が認めた額	施設数	1/2	1/4	1/4
高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ・上記以外の小規模老人短期入所施設 ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模養護老人ホーム ・小規模有料老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス 	施設延べ床面積（市長が必要と認めた面積）×4千円の範囲内で市長が認めた額	施設数	10/10	-	-

※小規模とは定員29名以下のことをいう。